

## 下関市医療的ケア児・者在宅レスパイト事業実施要綱

### (目的)

第1条 下関市医療的ケア児・者在宅レスパイト事業（以下「本事業」という。）は、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（令和3年法律第81号。以下「法」という。）第5条の規定に基づき、医療的ケア児・者及びその家族に対する支援として、健康保険法（大正11年法律第70号）第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者その他の訪問看護を行う医療機関（以下「訪問看護ステーション等」という。）に在宅の医療的ケア児・者への一定時間の医療的ケア及び療養上の介助を行わせることで、医療的ケア児・者の健康を保持し、家族の休息期間の確保や介護負担の軽減等を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、「医療的ケア」とは、法第2条第1項の定めるところによる。

2 この要綱において、「医療的ケア児」とは、次の要件の全てに該当する者とする。

- (1) 下関市内に住所を有すること
- (2) 0歳から18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にあること
- (3) 在宅で同居の家族による介護を受けて生活していること
- (4) 医師の訪問看護指示書（保健医療機関及び保健医療養担当規則（昭和32年厚生省令第15号）第19条の4第1項の規定に基づく訪問看護指示書。以下「医師の訪問看護指示書」という。）による医療的ケアを必要としていること
- (5) 訪問看護（健康保険法第88条第1項に規定する訪問看護。以下「訪問看護」という。）により医療的ケアを受けていること

3 この要綱において、「医療的ケア者」とは、次の要件の全てに該当する者とする。

- (1) 下関市内に住所を有すること
- (2) 18歳に達する日以降の最初の3月31日を過ぎていること
- (3) 在宅で生活していること
- (4) 医師の訪問看護指示書による医療的ケアを必要としていること
- (5) 訪問看護により医療的ケアを受けていること

4 この要綱において、「医療的ケア児・者」とは、医療的ケア児及び医療的ケア者とする。

5 この要綱において、「家族」とは、医療的ケア児の保護者等で、現に当該医療的ケア児の看護及び介護を行っていることと市長が認めた者をいう。

6 この要綱において、「利用者」とは、市長が第6条の規定により利用登録の決定（以下「利用登録決定」という。）をした医療的ケア児・者をいう。

(事業内容)

第3条 本事業は、訪問看護ステーション等が利用者に対して、健康保険法第88条第1項に規定する訪問看護療養費の適用を超える自宅利用や訪問看護療養費の適用外となる自宅以外での訪問看護を提供すること（以下「サービス」という。）により行う。

(利用時間)

第4条 利用時間は、1年度（4月1日から翌年3月31日）内において、48時間（年度途中からの申請の場合、第6条第2項の利用登録の決定月（以下「利用登録決定月」という。）から3月までの残月数（利用登録決定月を含む。）に4を乗じた時間）を利用限度とする。

(利用登録申請)

第5条 本事業の利用を希望する医療的ケア者又は家族（以下「申請者」という。）は、利用しようとする訪問看護ステーション等（以下「利用訪問看護ステーション等」という。）を経由して、次に掲げる資料を添付して市長に下関市医療的ケア児・者在宅レスパイト事業利用登録（変更）申請書兼現況届（様式第1号）（以下「利用登録申請書兼現況届」という。）を提出しなければならない。

(1) 医師の訪問看護指示書の写し

(2) 利用訪問看護ステーション等との契約書の写し又は利用していることがわかる書類

(利用登録決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、利用登録の可否を決定し、下関市医療的ケア児・者在宅レスパイト事業利用登録決定（却下）通知書（様式第2号）により、利用訪問看護ステーション等を経由して申請者に通知するものとする。

(変更等の届出)

第7条 利用登録決定を受けた申請者（以下「利用登録者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する場合は、利用訪問看護ステーション等を経由して利用登録申請書兼現況届（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(1) 利用登録者が市内で居住地を変更するとき

(2) 利用登録決定の内容の変更を希望するとき

2 前項の申請を受けた場合の手続きについては、前条の規定を準用する。

3 利用登録者は、毎年、利用訪問看護ステーション等を経由して、利用登録申請書兼現況届（様式第1号）に医師の訪問看護指示書（届出日において、有効であるものに限る。）の写しを添えて、利用者の現況を市長に届け出なければならない。

(利用登録決定の取消し)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用登録決定を取り

消すことができる。

- (1) 利用者が第2条第2項及び同条第3項に規定する要件に該当しなくなったとき
- (2) 利用登録者が利用登録を辞退したとき
- (3) 偽りその他不正の申請により利用登録決定を受けたとき
- (4) その他市長が不相当と認めたとき

2 市長は、前項の規定により利用登録決定を取り消したときは、下関市医療的ケア児・者在宅レスパイト事業利用登録取消通知書（様式第3号）により、利用訪問看護ステーション等を経由して利用登録者に通知するものとする。

（サービス提供の費用）

第9条 本事業のサービス提供の費用（以下「サービス提供費」という。）は、別表のとおりとする。

2 市長は、利用者が、利用訪問看護ステーション等からサービスを受けたときは、サービス提供費を、市が利用登録者に代わり、当該利用訪問看護ステーション等に支払うものとする。

（費用の負担）

第10条 利用登録者が本事業を利用するにあたっては、サービス提供費に係る負担はないものとする。ただし、サービス提供費の他に発生する実費（交通費等）やキャンセル料等については、利用登録者と当該利用訪問看護ステーション等との定めによるものとし、この要綱の定めによらないものとする。

（支払請求）

第11条 利用訪問看護ステーション等は、サービス提供費の支給を受けようとするときは、サービスの提供を行った日の属する月の翌月の末日までに、利用者別の下関市医療的ケア児・者在宅レスパイト事業サービス提供実績報告書（様式第4号）を添えて、下関市医療的ケア児・者在宅レスパイト事業サービス提供費請求書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する書類の提出があり、これを審査し適当であると認めたときは、当該提出を受けた日から30日以内にサービス提供費を支払うものとする。

（費用の返還）

第12条 市長は、利用訪問看護ステーション等が、虚偽その他の不正な手段によりサービス提供費の支給を受けた場合は、当該利用訪問看護ステーション等からサービス提供費に相当する額の全部又は一部を徴収するものとする。

（守秘義務）

第13条 利用訪問看護ステーション等は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用登録者及び利用者の秘密を他に漏らしてはならない。

(報告等)

第14条 市長は、本事業の実施に関して必要があるときには、利用訪問看護ステーション等に対して事業に係る報告及び書類の提示を命じ、又は利用訪問看護ステーション等の事務所に立ち入り、必要な調査を行うことができる。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第9条関係）

サービス提供費	
次の算式により算定した額とする。 給付費 = $A \times 7$ ，500円（1時間当たり単価）	
備考	この算式に掲げる記号の意義は、次に定めるとおりとする。 A サービス算定時間 利用訪問看護ステーション等が、利用者に対し、看護を行う時間（月単位で、1時間に満たないサービスを提供した場合は、30分未満切り捨て、30分以上切り上げ） ただし、利用者1人につき、1年度当たり48時間を限度とする。（年度途中の申請の場合は、利用登録決定月からの年度内の残月数×4時間を利用限度とする。）